

## ◎ 国民健康保険税の計算

国民健康保険税総額	所得割額	医療分	後期支援金分	介護納付金分 (40～64歳)	子ども・子育て支援納付金分
	均等割額	国保加入者合計所得 × 7.70%	国保加入者合計所得 × 2.20%	国保加入者合計所得 × 1.60%	国保加入者合計所得 × 0.29%
	平等割額	27,500円 (未就学児半額) × 国保加入者数	8,700円 (未就学児半額) × 国保加入者数	8,500円 × 国保加入者数	900円 × 国保加入者数 ※18歳未満軽減 200円 × 18歳以上国保加入者数
		28,500円	8,500円	7,000円	1,000円

令和12年度統一保険税(料)に向けて  
**道内どこに住んでも同じ負担へ**

北海道では、令和12年度に道内のどこに住んでも同じ所得、年齢、世帯構成であれば同一の保険税(料)とする基本方針を定めています。現在、市町村ごとに異なる賦課方式や税率は今後統一されます。本町でもその方針に基づき、国民健康保険税率等の改正を進めています。統一保険税(料)への移行に伴い、皆様の税負担が急激に増えないよう、段階的に税率を調整しながら移行を図る方針です。

令和8年度～  
**子ども・子育て支援金制度が開始されます**

「子ども・子育て支援金制度」とは、将来社会を支える子どもや子育て世帯を社会全体で支援する仕組みで、本支援金は公的医療保険制度加入の皆様から拠出いただき、児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。令和8年度分の徴収開始時期は令和8年6月で、国民健康保険税と合わせてお支払いいただきます。保険税(料)率は令和10年度まで段階的に引き上げられる予定で、令和8年度につきましては、下記のとおりです。(全道統一)なお、お子様(満18歳に到達する年度末までの者)は均等割が軽減されます。

## ◎ 国民健康保険税の推計 (モデルケース)

モデル世帯の国保税試算	2人世帯 70歳代 所得 0円 (年金収入80万円)	2人世帯 70歳代 所得 90万円 (年金収入200万円)	1人世帯 60歳 所得 200万円 (給与収入310万円)	3人世帯 50歳代2人 20歳代1人 所得 1,200万円 (農業所得等)	4人世帯 40歳代2人 未就学児2人 所得 300万円 (給与収入450万円)
現行税率①	31,400円	95,200円	253,600円	1,090,000円	437,000円
改正後②	35,000円	104,100円	275,900円	1,130,000円 ※改正見込限度額適用	475,800円
比較②-①	+3,600円	+8,900円	+22,300円	+40,000円	+38,800円

◎ 令和8年度の国民健康保険税納入通知書は、6月中旬に送付いたします。

◎ 国民健康保険税の納期 **R8年6月～R9年1月 全8期**

令和8年分確定申告時の社会保険控除 令和8年1月納期+令和8年6月～12月納期分

※令和9年1月納期分⇒令和9年分申告時

## ◎ 豊頃町国民健康保険税率 (令和8年4月改正)

区分		現行 (R7)	改正後 (R8)	比較
① 基礎課税分 (医療分)	所得割額	6.90%	<u>7.70%</u>	+ 0.80%
	均等割額	27,000円	<u>27,500円</u>	+ 500円
	平等割額	28,500円	28,500円	—
② 後期高齢者支援金等分	所得割額	2.20%	2.20%	—
	均等割額	7,200円	<u>8,700円</u>	+ 1,500円
	平等割額	8,000円	<u>8,500円</u>	+ 500円
③ 介護納付金分 (40～64歳)	所得割額	1.60%	1.60%	—
	均等割額	8,000円	<u>8,500円</u>	+ 500円
	平等割額	7,000円	7,000円	—
④ 子ども・子育て支援納付金分 (R8新設)	所得割額	—	<u>0.29%</u>	+ 0.29%
	均等割額	—	<u>900円</u>	+ 900円
	18歳以上均等割額	—	<u>200円</u>	+ 200円
	平等割額	—	<u>1,000円</u>	+ 1,000円

※下線は変更箇所

# 国民健康保険税 税率改正のお知らせ

全道統一保険税(料)に向けて

広報とよころ

役場だより

問合せ先

役場福祉課保険係  
役場住民課住民税係

☎ 574・2213  
☎ 574・2214